

## 第84回米子市農業委員会農地部会議事録（概要）

招集年月日	平成24年3月6日（火）
招集場所	米子市役所402会議室
会議	午後1時30分
出席委員	1番 竹谷 捷昭 2番 船岡 市秋 3番 松林 貢 4番 安田 浩 5番 精山 悦子 6番 尾坂 宣雄 7番 大太 年廣 8番 本池 操 10番 大縄 敬次 11番 遠藤 泰三 12番 田中正昭 13番 石橋 明広 14番 伊塚 定弘 15番 田邊 雄一 16番 高西 史郎 17番 松原 幹人（部会長）
欠席委員	9番 藤本 昌弘
事務局	仲田会長、田村事務局長、大許農務係長、宅和主幹、道下主幹
日程	1 農地法各条申請地現地調査 2 部会長あいさつ 3 議事録署名委員の指名 4 議事 （1）農地法各条申請審議等 ア 第53号 農業委員会のあるせんに基づく農地の交換申立てについて イ 第54号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について ウ 第55号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について エ 第56号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について オ 第57号 米子市農用地利用集積計画の決定について 5 報告事項 （1）農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について

- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (4) 非農地現況証明について
- (5) 農地転用現況確認書の交付について
- (6) 県農業会議員の事務報告
- (7) その他

開 会 午後1時30分

(農地法各条申請地調査)

議長 (松原委員)

そういたしますと、第84回農地部会を開催いたします。最初に、議事録署名委員について、慣例により議長が指名したいと思いますがよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議長 (松原委員)

それでは、議席番号15番の田邊雄一委員と議席番号16番の高西史郎委員にお願いしたいと思います。また、本日の欠席者は藤本委員です。

それでは審議に入ります。初めに、3ページの議案第53号をお願いいたします。

農業委員会のあるにに基づく農地の交換申立てについて、下記交換あっせん申立書について、農業委員会等に関する法律第6条第2項第2号の規定による交換あっせんをしたいので審議を求めます。

4ページの番号4について、事務局から説明してください。

事務局 (道下主幹)

番号4のあっせん交換申し立てについて説明いたします。詳細は議案のとおりです。

本件は、離れている農地を耕作しやすくまとめるため、また自宅から耕作地までの距離を短縮し、耕作の利便を向上させるため、農地交換のあっせんで申し立てられたものです。

交換相手の一人が、農地法3条の下限面積要件を満たしておりますので、農地交換のあっせんをするのに問題はないと思われます。以上、ご審議よろしく願いいたします。

議長（松原委員）

ただいま、番号4について説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（松原委員）

異議がないようですので、あっせんするものといたします。

続きまして、5ページの議案第54号をお願いいたします。

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について、下記申請について、農地法第3条第1項の規定により許可したいので議決を求めます。

6ページ、番号59の 淀江町小波について、事務局から説明をお願いします。

事務局（道下主幹）

番号59の淀江町小波について説明いたします。詳細は議案のとおりです。譲受人が、規模拡大のため農地を売買により取得しようとするものです。取得後の経営面積は205aとなります。

提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしく願いいたします。

議長（松原委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん何か報告がございますか。

16番（高西委員）

譲受人が、規模拡大のため農地3,058㎡を、売買により取得しようとするものです。

許可要件については、特に問題ないと思われますのでよろしくをお願いします。

議長（松原委員）

ただ今、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（松原委員）

異議がないようですので、許可と決定いたします。

続きまして、番号60の上安曇について、事務局から説明をお願いします。

事務局（道下主幹）

番号60の上安曇について説明いたします。詳細は議案のとおりです。譲受人が、自宅近くの農地を売買により取得しようとするものです。

取得後の経営面積は200aとなります。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくお願いたします。

議長（松原委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん何か報告がございますか。

11番（遠藤委員）

譲受人が、自宅近くの農地2,708㎡を売買により取得しようとするものです。

許可要件については特に問題ないと思われしますのでよろしくお願いたします。

議長（松原委員）

ただ今、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（松原委員）

異議がないようですので、許可と決定いたします。

続きまして、番号61の泉について、事務局から説明をお願いします。

事務局（道下主幹）

関連しますので、番号61と番号62の尾高、泉について一括して説明いたします。詳細は議案のとおりです。

本件は農地交換の案件です。耕作の利便を向上させるために、お互いの農地を交換しようとするものです。

交換後の経営面積は 101 a と 13a です。

提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくお願ひいたします

議長（松原委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん何か報告がございますか。

6 番（尾坂委員）

6 1 番の譲渡人が所有する農地 1,059 m<sup>2</sup>と、6 2 番の譲渡人が所有する農地 1,378 m<sup>2</sup>を交換しようとするものです。

農地を交換することによって、それぞれ離れた農地の集約、また通作距離の短縮となり、互いに耕作利便が向上することから、農地を交換することになったものです。

許可要件については特に問題ないと思われまますのでよろしくお願ひします。

議長（松原委員）

ただ今、番号 6 1 番と番号 6 2 番について、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（松原委員）

異議がないようですので、許可と決定いたします。

続きまして、番号 6 3 の日下について、事務局から説明をお願いします。

事務局（道下主幹）

番号 6 3 の日下について説明いたします。詳細は議案のとおりです。譲受人が、規模拡大のため借りて耕作してきた農地を売買により取得しようとするものです。

取得後の経営面積は 6 1 a となります。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくお願ひいたします。

議長（松原委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん何か報告がございますか。

2 番（船岡委員）

譲受人が、借りて耕作してきた農地 509 m<sup>2</sup>を売買により取得しようとするものです。

許可要件については特に問題ないと思われまますのでよろしくお願ひします。

議長（松原委員）

ただ今、63番について、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（松原委員）

異議がないようですので、許可と決定いたします。

続きまして、7ページの議案第55号をお願いいたします。農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法施行令第7条第2項において準用する、第3条第2項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

8ページ、番号9の彦名町について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

4 番（安田委員）

9番の議案について説明します。

申請者は議案のとおりです。申請地は、彦名町の畑で面積は432 m<sup>2</sup>の一部228.02 m<sup>2</sup>です。申請者は、現在申請地の隣の住宅に1人で暮らしておりますが、高齢のため不安があり、子、孫家族と同居を考えましたが、6人で生活するには、今の住宅では手狭であるため、隣の申請者所有の農地の一部を転用し、孫家族3人の住居を建築しようと計画するものです。

土地改良区の同意、実行組合の排水同意もあります。

申請地は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で第2種農地に該当すると思われまます。

転用については、問題ないと思われまますのでよろしくお願ひします。

議長（松原委員）

ただ今、番号9について説明がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（松原委員）

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、9ページの議案第56号をお願いいたします。

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法施行令第15条第2項において準用する、第3条第2項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

10ページ、番号59の淀江町佐陀について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

16番（高西委員）

59番の議案について説明します。

申請者は議案のとおりです。申請地は、淀江町佐陀にある畑で、面積は339㎡です。申請者は、現在、申請地に隣接する高齢者向け賃貸住宅の建設工事を請け負っていますが、工事の最終工程である中庭・外構工事を行うのに必要な、建設資材搬入路の確保ができない状況です。そこで、工事現場に隣接する申請地を借り受け、鉄板を敷くことにより、工事用仮設進入路として一時的に利用しようと計画したものです。

利用期間は平成24年4月から5月31日までの予定であり、工事完了後は速やかに農地に復元する計画です。地元水利組合の同意もあります。

申請地は、住宅等が連たんする区域に近接する10ha未満の農地であるため、第2種農地に該当すると思われます。転用については、問題ないと思われますのでよろしく申し上げます。

議長（松原委員）

ただいま番号59について説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（松原委員）

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号60の河岡について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

2番（船岡委員）

60番の議案について説明します。

申請者は議案のとおりです。申請地は、河岡にある田・畑で、面積は2,860㎡です。

申請者は、3年前から福万地内で伯仙デイサービスセンターを運営しております。現在、定員を超える利用希望者がありますが、仕方なく他地域の施設を利用してもらっている状況です。

この度、地元住民の要望に応えるため、現在の施設に近い申請地に、新たなデイサービスセンターの開設を計画したものです。実行組合の同意、隣接耕作者の同意もあります。

申請地は、住宅等が連たんする区域に近接する10ha未満の農地であるため、第2種農地に該当すると思われます。転用については、問題ないと思われますのでよろしくお願いします。

議長（松原委員）

ただいま番号60について説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（松原委員）

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、11ページ、議案第57号をお願いいたします。

米子市農用地利用集積計画の決定について、別紙農用地利用集積計画（案）について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、決定を求めます。

12ページに利用集積計画総括表がございます。今月は転貸を除く利用権設定が91件、農地保有合理化事業により機構が借入れを行う案件が3件、機構が転貸を行う案件が5件、所有権移転が1件でございます。

審議に入りたいと思いますが、農業委員会等に関する法律第24条第2項に基づき、この案件の当事者である〇〇委員の退席を求めます。

（〇〇委員退席）

議長（松原委員）



そういたしますと、番号 3-1 から番号 3-2 について事務局説明をお願いいたします。

事務局（大許係長）

転貸を除く利用権設定各筆明細について説明いたします。

今月は、田に関するものが、183 筆 285,831 m<sup>2</sup>、畑に関するものが、18 筆 21,254 m<sup>2</sup>、ございます。

番号 3-1 から番号 3-2 は、貸人の高齢化による経営縮小に伴う設定となっており、借人の設定後の経営面積は、260 a となっております。

議長（松原委員）

ただ今、事務局からの説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（松原委員）

異議がないようですので、決定といたします。

番号 3-1、3-2 の審議を終了しましたので、〇〇委員の着席を求めます。

（〇〇委員着席）

議長（松原委員）

それでは、14 ページ、転貸を除く利用権設定各筆明細について、番号 3-3 から、36 ページ、番号 3-91 までを一括して審議いたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局（大許係長）

番号 3-3 は、貸人の病気等での労力不足による設定となっており、借人の設定後の経営面積は、4,330 a となっております。

番号 3-4 は、貸人の兼業による経営縮小での設定となっており、借人の設定後の経営面積は、4,330 a となっております。

番号 3-5 から番号 3-8 は、貸人の高齢化による経営縮小に伴う設定となっており、借人の設定後の経営面積は、4,330 a となっております。

番号 3-9 から番号 3-10 は、貸人の兼業による経営縮小での設定となっており、借人の設定後の経営面積は、4,330 a となっております。

番号 3-11 は、貸人の高齢化による経営縮小に伴う設定となっており、借人の設定後の経営面積は、4,330 a となっております。

番号 3-12 は、貸人の高齢化による経営縮小に伴う設定となっており、借人の設定後の経営面積は、112 a となっております。

番号 3-13 から番号 3-14 までは、再設定でございます。

番号 3-15 は、借人の要望による設定となっており、設定後の経営面積は、222 a となっております。

番号 3-16 から番号 3-31 までは、再設定でございます。

番号 3-32 は、借人の要望による設定となっており、設定後の経営面積は、272 a となっております。

番号 3-33 から番号 3-37 までは、再設定でございます。

番号 3-38 は、貸人の病気等での労力不足による設定となっており、借人の設定後の経営面積は、306 a となっております。

番号 3-39 から番号 3-50 までは、再設定でございます。

番号 3-51 は、貸人の高齢化による経営縮小に伴う設定となっており、借人の設定後の経営面積は、212 a となっております。

番号 3-52 は、貸人の高齢化による経営縮小に伴う設定となっており、借人の設定後の経営面積は、43 a となっております。

番号 3-53 は、借人の要望による設定となっており、設定後の経営面積は、720 a となっております。

番号 3-54 から番号 3-55 までは、再設定でございます。

番号 3-56 は、貸人の高齢化による経営縮小に伴う設定となっており、借人の設定後の経営面積は、100 a となっております。

番号 3-57 から番号 3-58 までは、再設定でございます。

番号 3-59 から番号 3-61 は、貸人の高齢化による経営縮小に伴う設定となっており、借人の設定後の経営面積は、2,091 a となっております。

番号 3-62 は、借人の要望による設定となっており、設定後の経営面積は、2,091 a となっております。

番号 3-63 から番号 3-67 は、貸人の高齢化による経営縮小に伴う設定となっており、借人の設定後の経営面積は、2,091 a となっております。

番号 3-68 から番号 3-70 は、借人の要望による設定となっており、設定後の経営面積は、2,091 a となっております。

番号 3-71 から番号 3-73 は、貸人の高齢化による経営縮小に伴う設定となっており、借人の設定後の経営面積は、2,091 a となっております。

番号 3-74 から番号 3-75 は、貸人の病気等での労力不足による設定となっており、借人の設定後の経営面積は、2,091 a となっております。

番号 3-76 は、貸人の高齢化による経営縮小に伴う設定となっており、借人の設定後の経営面積は、2,091 a となっております。

番号 3-77 は、借人の要望による設定となっており、設定後の経営面積は、2,091 a となっております。

番号 3-78 は、貸人の兼業による経営縮小での設定となっており、借人の設定後の経営面積は、2,091 a となっております。

番号 3-79 は、貸人の兼業による経営縮小での設定となっており、借人の設定後の経営面積は、2,091 a となっております。

番号 3-80 から番号 3-86 までは、再設定でございます。

番号 3-87 は、貸人の兼業による経営縮小での設定となっており、借人の設定後の経営面積は、192 a となっております。

番号 3-88 から番号 3-91 までは、再設定でございます。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

議長（松原委員）

ただ今、事務局から番号 3-3 から番号 3-91 まで説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（松原委員）

異議がないようですので、決定いたします。

続きまして 39 ページから、農地保有合理化事業により担い手育成機構が借受けを行う案件と、それに関連して 42 ページから 44 ページでございますが、当該農地を農地保有合理化事業により担い手育成機構が転貸を行う案件を一括審議いたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局（大許係長）

続きまして、農地保有合理化事業に係る転貸の案件についてご説明いたします。

まず、39 ページ、番号 3-1 から番号 3-3 は農地保有合理化事業により鳥取県農業農村担い手育成機構が借受けを行う案件でございます。

続きまして、42ページ番号3-1、3-2、3-3は、担い手育成機構が平成23年10月、11月に研修のため借り入れ、アグリ研修に使用し、研修生が耕作している農地を、それぞれの研修生に転貸を行う案件でございます。

設定後の経営面積は、番号3-1が31a、番号3-2は45a、番号3-3は40aでございます。

続きまして、44ページ番号3-4、3-5は、先ほどの担い手育成機構が借り入れた農地を、すぐに転貸する案件でございます。

設定後の経営面積は、番号3-4が565a、番号3-5は853aでございます。

以上ご審議よろしくお願ひいたします。

議長（松原委員）

担い手育成機構が借受けて転貸する案件について説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（松原委員）

異議がないようですので、決定いたします。

次に46ページ、所有権移転各筆明細について審議をいたします。番号3-1について事務局から説明してください。

事務局（大許係長）

所有権移転各筆明細について、説明します。46ページ、番号3-1、ですが、規模拡大を希望しておられた氏が購入されることとなった案件でございます。

なお、氏の農地取得後の経営面積は、178aでございます。以上ご審議よろしくお願ひいたします。

議長（松原委員）

ただいま事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（松原委員）

異議がないようですので、決定いたします。

審議事項は以上でございます。それでは、続いて報告事項に移ります。

47ページ、（1）農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について、番号27から番号31までの5

件を受理しております。

続きまして、48ページ、(2)農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について、番号62から番号64までの3件を受理しております。

続きまして、49ページ、(3)農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、番号43から番号47の5件を受理しています。

続きまして、50ページ、(4)非農地現況証明について、番号20から番号21の2件を証明しています。

続きまして、51ページ、(5)農地転用現況確認書交付について、番号34から番号38の5件を交付しています。

続きまして、県農業会議 会議員の事務報告をお願いいたします。

仲田会長

そういたしますと報告いたしますが、その前に、すでにご承知の方もおられると思いますが、3月31日、米子市の特別功労・善行者の表彰式がございますが、その席上当農業委員会から、前委員の〇〇さん、〇〇さん、〇〇さん、〇〇さん、現委員の〇〇委員、〇〇委員が表彰されることになっておりますので報告させていただきます。おめでとうございます。

そして県農業会議の報告ですが、4条はございませんでしたが、先月の農地部会で審議しました5条2件、彦名の一般住宅と同じく彦名の資材置場は、諮問どおり許可となりました。

そしてまだ日時、場所は未定ですが、県下全農業委員さんを対象に、研修会が開催されることになりました。いずれまた案内があらうかと思えます。以上でございます。

議長（松原委員）

ただいま会長から報告がありましたが、これについて、ご意見、ご質問などはありませんか。

(意見なしの声あり)

議長（松原委員）

本日、予定していました審議は以上のおりですが、議題などの追加はありませんか。

ないようですので、それでは、事務局から連絡事項があれば説明してください。

事務局（大許係長）

お手元の連絡事項をご覧ください。

まず、最初に米子市「功労・善行」表彰についてで、ございます。先程会長からもございましたが、改めてお知らせしたいと思います。功労表彰、農業表彰として、〇〇委員、〇〇前委員、〇〇前委員が決定となっております。そして善行表彰、農業善行として、〇〇委員、〇〇前委員、〇〇前委員が決定となっております。そして農業委員会関係ではございませんが、体育功労として〇〇委員も表彰されることになっております。

2番目に配布資料ですが、平成24年度における人と農地の問題の解決に向けた国の施策についてという資料をお配りしておりますが、これは来年度の農業施策の補助事業等の内容が書いてありますので、また見ておいてください。それから「農の雇用に関する実態調査」の結果についてですけれども、これは農業会議のほうから県下の大々的に農業をしておられる方にアンケートを取られた結果が載っておりますので参考にしてください。以上です。

議長（松原委員）

ほかに、何かございませんか。ないようですので、これを持ちまして、第84回農地部会を終了します。

閉 会 午後3時30分